

豊島区会計年度任用職員（子ども家庭支援ワーカー）募集案内

令和 7 年 10 月 31 日
豊 島 区

1【区 分】 会計年度任用職員

2【職 名】 子ども家庭支援ワーカー

3【任用予定人数】 若干名

4【職 務 内 容】

- (1) 子どもと家庭に関わる問題解決のための総合相談に関すること
- (2) 子育て、子育て支援の事業推進のための調査、研究等に関すること
- (3) 子育て家庭に係る個別ニーズの把握及び相談記録の作成整理に関すること
- (4) 相談内容に応じた子育て支援サービスの案内及び関係機関への斡旋に関すること
- (5) 子育て支援などの関係機関との連絡、調整、連携及び協働に関すること
- (6) 地域の子育てグループ等の活動の情報収集並びに育成及び支援に関すること
- (7) 子育て支援に関する情報の収集及び提供に関すること
- (8) ホームページやリーフレット等を活用した広報、啓発及び周知に関すること
- (9) 地域の啓発活動及び人材育成に関すること
- (10) 心身障害児の発達支援に関すること
- (11) 障害児相談支援に関すること
- (12) 乳幼児の保育に関すること
- (13) 前各号のほか、任命権者が必要と認める業務に関すること

5【勤 務 場 所】

豊島区役所子育て支援課 子育てインフォメーション 豊島区南池袋2-45-1本庁舎4階
※人事異動により、東部子ども家庭支援センター 豊島区上池袋2-35-22
西部子ども家庭支援センター 豊島区千早4-6-14
での勤務となる場合があります。

6【勤務日数及び勤務時間】 月16日、1日7時間45分（午前8時15分～午後6時15分までの間の指定する時間）シフト制

7【時間外労働】 原則なし ※ただし、区民対応等緊急時に可能性があります。

8【休 日 等】 日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）他 ※第2・4土曜日勤務あり

9【任用予定日】 令和8年1月以降

10【任 用 期 間】 任用日から令和8年3月31日まで
※1 勤務成績が良好な場合、公募によらず、再度の任用を行うことがあります。
※2 欠員状況に応じて、任用期間が異なる場合があります。

11【条件付採用期間】 原則1か月 ※任用の都度、条件付採用期間があります。

12【応 募 資 格】

次のいずれかに該当する方

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士、保健師助産師看護師法に定める保健師若しくは看護師、学校教育法に定める教諭、児童福祉法施行令に定める保育士若しくは臨床心理士又は公認心理師法に定める公認心理師のいずれかの免許若しくは資格を有する者
- (2) 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会福祉学、児童学のいずれかを専修する学科又はこれらに相当する課程を修了し卒業した者
- (3) 任用前の直近5年以内に地方公共団体などの公的機関において、子育て支援に係る相談業務等の実務経験を6か月以上有する者
- (4) 障害児相談支援事業において、相談支援専門員の資格を有する者
- (5) 児童福祉法施行令に定める保育士、児童指導員任用資格、社会福祉主事任用資格のいずれかの免許若しくは資格を有し、障害児支援施設において通算して5年以上の実務経験を有する者

地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

—地方公務員法第16条(欠格条項)—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

13【選考方法】

- ・第1次選考 書類審査(申込書及び自己申告書、論文の記載内容を審査し、1次選考合格者を決定します。)
- ・第2次選考 面接(1次選考合格者を対象に実施します。)
実施日時 随時
時 間 時間指定あり、30分程度
会 場 豊島区役所本庁舎会議室
- ・結果発表
第1次選考 書類受領後 10日間後に通知発送
第2次選考 面接後 10日間後に通知発送
※ 可否に関わらず受験者全員に郵送により通知します。
※ 電話等による可否の問い合わせには応じられません。

14【任用後の待遇】

- ・報 酬 月額230,764円程度(地域手当相当報酬を含む)
※ 条例等の定めるところにより金額が変更される場合があります。
- ・諸手当報酬等 通勤費相当、期末手当等
- ・社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、(介護保険)が適用
- ・休暇制度 年次有給休暇、夏季休暇、公民権行使等休暇、育児時間、災害休暇、病気休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、生理休暇等
※ 一部、勤務要件を満たす必要がある場合があります。

15【服 務】

地方公務員法に規定する服務の各規程が適用されます。
(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)

16【申 込 手 続】

所定の申込書(写真貼付)・自己申告書・論文を作成のうえ返信用封筒(返送先記入、切手不要、持参:1枚、郵送:2枚)をつけて、子育て支援課庶務・事業グループへ提出してください。
ご提出いただいた申込書等は返還しません。
また、提出いただいた個人情報採用選考以外の目的では使用しません。

申込み期間	申込方法	受付方法
随時 応募状況により締め切らせていただきます。	持参	・土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く、午前8時30分から午後5時00分まで。 ・封筒の表面に「会計年度任用職員採用選考申込書 在中」と朱書きし、封をしたうえでご持参ください。 ・受付票を窓口でお渡しします。
	郵送	・封筒の表面に「会計年度任用職員採用選考申込書 在中」と朱書きし、簡易書留により郵送のこと。簡易書留でない場合の事故は責任を負いません。 ・郵送申込者全員に、受付票をお送りします。受付票が届かない場合は、申し込み先にお問い合わせください。

〔申込み・問合せ先〕

豊島区子ども家庭部子育て支援課庶務・事業グループ（豊島区役所本庁舎4階）

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

電話 03-4566-2478